

問題1 省エネ適判の要否に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 新3号建築物で建築士の設計によるものは、省エネ基準の適合義務対象であるが、省エネ適判は不要である。
- 2) 建築物用途が自動車車庫と住宅からなる複合建築物の新築は、住宅部分が仕様基準で評価される場合でも、省エネ適判は必要である。
- 3) 住宅の新築において、外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費性能を標準計算で評価している場合、省エネ適判は必要だが、判定において外皮性能の審査は不要である。

問題2 省エネ基準への適合確認に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 住宅において、外皮性能と一次エネルギー消費性能が仕様基準で評価されている場合は、所管行政庁等が確認する。
- 2) 住宅において、外皮性能が標準計算、一次エネルギー消費性能が仕様基準で評価されている場合は、所管行政庁等が確認する。
- 3) 複合建築物の住宅部分において、外皮性能と一次エネルギー消費性能が仕様基準で評価されている場合は、所管行政庁等が確認する。

問題3 省エネ基準への適合確認に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 床面積が10m²以下の増築は、既存部分の規模・用途に関わらず、省エネ基準への適合を要しない。
- 2) 一棟からなる共同住宅の場合、外皮基準は各住戸が適合する必要があるが、一次エネルギー消費性能基準については、住棟として基準を満たしていればよい。
- 3) 基準適合が義務化される前の令和7年4月より前に着工した住宅であっても、同年4月以降に計画変更を行った場合には、省エネ基準に適合させなければならない。

問題4 建築物省エネ法の一次エネルギー消費量計算に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 高い開放性を有する部分に相当するカフェ等のテラス席に設けられた照明設備や暖房設備は、一次エネルギー消費量計算の対象となる。
- 2) 共同住宅の評価では、高い開放性を有する部分に該当する共用の外廊下に設置される照明設備について、一次エネルギー消費量計算の対象としないことができる。
- 3) 共同住宅のエントランスホール、集会室等の共用部分で高い開放性を有する部分に該当しない部分は、一次エネルギー消費量計算が必要である。

問題5 建築物省エネ法における「計画変更」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 非住宅部分において、省エネ基準に係る計画変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に規定する「軽微な変更」に該当したため、建築主は、計画変更に係る省エネ適判は不要と判断した。
- 2) 非住宅部分において、省エネ性能が低下する計画変更を行ったが再計算により基準適合が明らかであったため、建築主は、完了検査申請時に軽微変更該当証明書を提出した。
- 3) 非住宅部分において、工事着工後に計算方法をモデル建物法から標準入力法に変更したため、建築主は、計画変更に係る省エネ適判を受けた。

問題6 建築物省エネ法における「省エネ適判の適用除外の判断」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築物別の用途（確認申請書第四面に記載する用途）が「自動車車庫」であり、空気調和設備が設置された管理人室が一部分にあるが、駐車場には空気調和設備が設置されていなかったため、省エネ適判の適用除外と判断した。
- 2) 建築物別の用途（確認申請書第四面に記載する用途）が「水泳場」であり、付属する更衣室等の部分を除いてプール部分には屋根及び外壁がないため、省エネ適判の適用除外とした。
- 3) 建築物別の用途（確認申請書第四面に記載する用途）が「倉庫業を営む倉庫」であり、全て常温倉庫で空気調和設備が設置されていなかったため、省エネ適判の適用除外と判断した。

問題7 建築物省エネ法における「手順」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築主事等は、確認申請の受付に際し、省エネ基準適合義務対象となる用途・規模等の建築物かどうかを確認する。
- 2) 所管行政庁等は、省エネ計画の受理後、添付図書の不備により省エネ適判を行えない場合は、申請者に判定を行えない旨の結果とその理由を通知する。
- 3) 建築主は、省エネ基準に係る計画変更を実施した場合は、併せて建築基準法の計画変更に係る確認申請も必要である。

問題8 「建築主からの書類の提出」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 省エネ適判申請時に、建築物エネルギー消費性能確保計画を建築主事に提出した。
- 2) 確認済証の交付前に、省エネ適合判定通知書を建築主事に提出した。
- 3) 完了検査の申請時に、軽微変更該当証明書を建築主事に提出した。

問題9 建築物省エネ法における「審査の手順」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 所管行政庁等は、提出された設計図書に断熱材や窓等の仕様、各設備機器の性能値等の省エネ基準に係る情報が記載されており、作成した建築士の記名があることを確認した。
- 2) 所管行政庁等は、省エネ計画を受け取った日から必ず14日以内に、省エネ適合判定通知書を建築主に交付しなければならない。
- 3) 所管行政庁等は、申請受付前に申請に必要な図書の種類、部数等の形式的な確認を行い、建築主に対して図書の不足を指摘した。

問題 1 0 建築物省エネ法における「計画変更に係る手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築主は、省エネ適判を受けた後、窓を一部外壁に変更したが、省エネ性能が向上する変更であるため、「軽微変更該当証明書」の交付は不要と判断した。
- 2) 建築主は、建築基準関係規定に係る確認申請が必要な計画変更が生じたが、省エネ計画に関して変更がなかったため、建築確認変更申請の際に当初の省エネ適合判定通知書及び省エネ計画の写しを建築主事等に提出した。
- 3) 建築主は、軽微な変更があつて一次エネルギー消費量を再計算したため、完了検査申請時に「軽微な変更説明書」、「軽微変更該当証明書」及びその申請図書を建築主事等に提出した。

問題 1 1 標準入力法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) モデル建物法と計算エンジン及び計算ロジックは同じであるが、同法と比較して入力項目が多い。
- 2) 評価者及び審査者の労力を軽減することを目的とした、計算対象室を主要室と非主要室に区分して計算する主要室入力法がある。
- 3) 基本情報入力シート中の「他人から供給された熱の一次エネルギー換算係数」に熱供給事業便覧の公表データを入力した場合、完了検査までに当該便覧が更新された際は再計算を行う必要がある。

問題 1 2 標準入力法の空気調和設備の評価における外皮仕様の入力に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 外気に接する壁・屋根・床、地盤に接する壁・床が入力対象である。
- 2) 塔屋部分が、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第八号で規定される階数に算入されない場合、その部分の床面積は入力対象外である。
- 3) 最下階の下が地下ピットになる場合は、最下階の床の仕様は入力対象外である。

問題13 モデル建物法における「外皮」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 「計算対象部分の非空調コア部」の長さは、床面積が最大の階における非空調室の外周長さの合計を入力する。
- 2) 光を通さない金属製シャッターで建具表に仕様等が記載されている場合は、開口部としてその仕様を「様式 B-1 開口部仕様入力シート」に入力することができる。
- 3) 「計算対象部分の階数」には、建築基準法で階数算入対象外となる塔屋を除いた階数を入力する。

問題14 モデル建物法における「機械換気設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 会議室に設置されたタバコの煙を排気するための常時運転されていない送風機は、評価対象外である。
- 2) 外気導入用ダクトの途中に設置されたブースタファンは、評価対象外である。
- 3) 給気に三相の送風機を、排気に单相の送風機を用いる場合において、单相の送風機の入力を省略する場合も、換気方式は「第一種換気」を選択する。

問題15 モデル建物法における「照明設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) 対象となる室の全ての照明器具について、自動点滅器の明るさ検知によって回路電流を通電／遮断することにより自動点滅する制御方式を採用する場合、明るさ検知制御は「有」とする。
- 2) 対象となる室の全ての照明器具について、器具内蔵型の段調光タイプの人感センサーの信号に基づき自動で減光する制御方式を採用する場合、在室検知制御は「有」とする。
- 3) 対象となる室の全ての照明器具について、内蔵タイマにより光束を一定に保つ機能をもつ照明器具を採用する場合、タイムスケジュール制御は「有」とする。

問題 1 6 モデル建物法における「給湯設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当ものはどれか。

- 1) 病院用途の場合、病室の浴室は評価対象とするが、管理部門の浴室は評価対象外とする。
- 2) 燃焼式給湯システムを採用する場合、定格消費電力には補機等が消費する電力を入力する。
- 3) 集会場モデル（博物館）を選択する場合、厨房用途の給湯設備は入力対象となる。

問題 1 7 モデル建物法における「太陽光発電設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 計算対象部分に設置する太陽光発電設備において、当該建築物以外にも発電電力を供給する計画の場合、売電の有無によらず評価の対象外とする。
- 2) 太陽電池アレイのシステム容量が不明の場合、当該アレイを構成するすべての太陽電池モジュールの一枚あたりの標準太陽電池モジュール出力の合計を入力する。
- 3) 太陽電池パネルの設置状況として、パネルの方位角と傾斜角の両方を入力する。

問題 1 8 モデル建物法における「住宅部分と非住宅部分で共有する設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 発電電力を売電しない太陽光発電設備が設置されていたため、評価していないことを確認した。
- 2) 冷温熱を供給する熱源機器が 1 台設置されていたため、室内機の定格冷却能力で按分された台数が、様式 C-1（空調熱源入力シート）に入力されていることを確認した。
- 3) 設計風量で按分した率を乗じた機械換気設備の電動機出力が、様式 D（換気入力シート）に入力されていることを確認した。

問題19 モデル建物法（小規模版）に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 評価の対象設備は、空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、太陽光発電設備の5設備である。
- 2) 複数用途建築物において、建築物用途毎の計算結果が全て適合している場合は、建築物全体で省エネ基準へ適合していると判断できる。
- 3) 外皮性能に係る指標（BPI）と一次エネルギー消費性能に係る指標（BEI）が算出される。

問題20 モデル建物法（小規模版）の「様式 SA 基本情報」の審査に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 吹き抜け部分に仮想床を設定した面積が、計算対象部分の床面積に入力されていることを確認した。
- 2) 計算対象部分が全て非空調室であったため、計算対象部分の空調対象床面積に0（ゼロ）が入力されていることを確認した。
- 3) 太陽光発電設備が設置されていなかったため、年間日射地域区分が入力されていないことを確認した。

問題21 エネルギー消費性能計算プログラム（住宅）における「基本情報」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) リビングに付随する収納の床面積は、リビングの床面積に加算できる。
- 2) 主たる居室、その他の居室及び非居室を選択した場合であっても、非居室の床面積は入力する必要がなく、プログラム内で自動計算される。
- 3) 天井の高さが5.0mの吹き抜けがある床面積40m²の室は、床面積に仮想床2層分の80m²を加算する。

問題22 エネルギー消費性能計算プログラム（住宅）における「暖冷房設備」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 暖房設備機器または放熱器の種類としてペレットストーブを選択した場合は、熱出力、熱効率、点火時消費電力量及び定常時消費電力を必ず入力する必要がある。
- 2) 温水暖房機から放熱器までの配管断熱の評価において、断熱材の種類や厚さは問わず、断熱材の有無により判断する。
- 3) ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分において、カタログ等に当該区分が表示されていない場合は、カタログ等に表示された定格冷房能力と定格冷房消費電力を用いて区分する。

問題23 エネルギー消費性能計算プログラム（住宅）における「換気設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 設置する熱交換型換気設備の定格条件における給気風量が $200\text{m}^3/\text{h}$ 、定格条件における排気風量が $350\text{m}^3/\text{h}$ の場合は、「設置する」を選択する。
- 2) 設置する熱交換型換気設備のカタログの温度交換効率が 0.98 となっている場合は、温度交換効率に $98(\%)$ を入力する。
- 3) 設置する熱交換型換気設備の設計外気風量よりも設計排気風量の方が少ない場合は、排気過多時における住宅外皮経由の漏気による温度交換効率の補正係数を 1 とする。

問題24 エネルギー消費性能計算プログラム（住宅）における「給湯設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 浴槽の無いシャワールームを設ける場合は、「給湯設備がある（浴室等がある）」を選択する。
- 2) 熱源機の実機に該当する熱源機がない場合は、「その他の給湯設備機器」を選択する。
- 3) 寒冷地仕様の家庭用ヒートポンプ給湯機（追焚きあり）については、寒冷地年間給湯保温効率を入力する。

問題25 エネルギー消費性能計算プログラム（住宅）における「照明設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 「主たる居室」に分類される居室に複数の照明設備を設置する場合であって、そのうちの一つのみが調光機能を有する場合には、調光機能を「採用する」を選択する。
- 2) 「主たる居室」に分類される居室が3室あり、そのうちの1室のみに照明設備を設置し、他の2室には設置しない場合には、照明設備を「設置しない」を選択する。
- 3) 「主たる居室」に分類される居室において、キッチンシンクの手元灯が白熱灯の場合には、照明器具の種類として「白熱灯」があるものとする。